



税務情報

国税庁 — 新型コロナウイルス感染症に関するFAQの更新

1. 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の更新

国税庁は2月2日及び2月3日、[「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」](#)を更新しました。

このFAQは、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いをQ&A形式で網羅的に解説するもので、2020年3月25日に公表されて以来たびたび更新されていますが、今回の2日連続の更新により、たとえば以下の設問が追加又は更新されました。

■ 1 申告・納付等の期限の一律延長関係

国税庁は2月2日、2020年分の申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限を、全国一律で2021年4月15日（木）まで延長すること等をお知らせする[「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日（木）まで延長します」](#)（PDF 130.0KB）を公表しました。（e-Tax News No.217「[国税庁 - 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限等を延長](#)」（2021年2月3日発行）にてお知らせしております。）

この「1 申告・納付等の期限の一律延長関係」は、上記のお知らせを踏まえて2月3日の更新により新たに設けられたセクションで、以下の内容を含めた申告・納付期限の延長に係る情報を掲載しています。

問2. 申告以外の各種申請や届出の期限延長

今回の申告・納付期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出が含まれるとして、申告所得税関係、贈与税関係及び消費税関係等で期限延長される主な手続が列挙されています。

問 9. 申告所得税等以外の税目について

今回の申告・納付期限の延長は、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が 2020 年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から行われたものであるため、確定申告会場との関わりがない法人税や相続税といった税目については、一律での期限延長の対象にならないことが示されています。

■ 2 申告・納付等の期限の個別延長関係

上記 1 のセクションの追加を踏まえ、既存のセクションである「申告・納付等の期限の個別延長関係」に係る設問が更新又は追加されています。このなかには、2019 年分の確定申告や申告所得税等以外の税目の個別延長に関する以下の設問が含まれています。

問 1. 令和元年分の確定申告をこれから行う場合

以下の情報が掲載されています。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2019 年分の確定申告（申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税））を今後行う予定である場合は、2020 年分の確定申告を行うまで（又は 2020 年分の確定申告と同時）に行う。
- 2020 年分の確定申告の申告・納付期限が全国一律で 2021 年 4 月 15 日（木）まで延長されているところ、2019 年分の確定申告を 2020 年分の確定申告期限以降に申告した場合には、2020 年分の確定申告期限までに申告できないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として期限後申告として取り扱われる。
- 2019 年分の確定申告書の提出日より前に、2020 年分の確定申告書を含む他の申告書・申請書等を提出した場合には、2019 年分の確定申告書を提出することができないやむを得ない理由があったとは原則として認められず、期限後申告として取り扱われる。

問 1-3. 申告所得税等以外の税目の個別延長

法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な場合には、申告書の余白に所定の文言を記載する等の極めて簡易な方法によって個別の期限延長が認められる。

上記のほか、2021 年 2 月 2 日以後に納期限が到来する国税は「納税の猶予制度の特例」（詳細は、下記「2. 『国税の納税の猶予制度 FAQ』の更新」をご参照ください。）の適用を受けることができないため、納税の猶予に関する設問が「納税の猶予制度の特例」の終了を踏まえた内容に更新されています。

2. 「国税の納税の猶予制度 FAQ」の更新

国税庁は 2 月 2 日、[「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」](#)のページに掲載されている[「国税の納税の猶予制度 FAQ」](#)(PDF 507.0KB)を更新しました。

この FAQ は、2020 年 4 月 30 日に公表されて以来たびたび更新されているもので、2020 年 4 月 30 日に公布・施行された「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」により創設された「納税の猶予制度の特例」^(*)(以下、特例猶予)を含め、国税の猶予制度の基本的な取扱いについて解説する資料です。

^(*) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった納税者に対し、1 年間、担保提供及び延滞税なしで国税の納税が猶予される措置で、2020 年 2 月 1 日から 2021 年 2 月 1 日までに納期限が到来するほぼ全ての国税が本措置の対象とされています。

今回の更新では、特例猶予が 2021 年 2 月 1 日をもって終了したことに伴い、既存の設問において特例猶予における取扱いが解説されていた部分を中心に記載内容が変更されるとともに、特例猶予の制度終了後の取扱い(特例猶予の申請ができなかったことについてやむを得ない理由がある場合の申請方法や他の猶予制度(換価の猶予又は納税の猶予)への切替え等)を解説する設問が新たに設けられました。

(目次に「令和 3 年 2 月 2 日更新」と記載されている設問以外においても、記載内容に軽微な変更が行われている設問がありますので、ご注意ください。)

なお、納税の猶予制度に関する英語のページ[「For taxpayers who face difficulty paying their national tax due to the influence of the novel coronavirus disease \(COVID-19\)\(Last update: January 26, 2021\)」](#)に掲載されているこの FAQ の英語版[「Frequently Asked Questions about Grace System for National Tax Payment」](#)(PDF 681.0KB)は、2020 年 12 月 15 日版のままでまだ更新されていません。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.